

tsumugu(つむぐ) ~アークランドグループ労働組合ニュース 2017年5月号~

毎日頑張って働いている組合員の皆さんにもっと組合のことを知ってもらいたい。自分のこと、大切な仲間のこと、守るには知るべき大切なことがあります。「知る」参加、「いう」参加、「実践する」参加、「役割を持つ」参加。イキイキと働ける職場を一緒に作り上げていきましょう！

有休のルール、みなさん知っていますか？

気持ちよく
働くために！

組合員のみなさんから「有休」についての問い合わせや要望が増えています。中にはお店や所属部署独自のルールが存在し、取得しにくい環境も散見されます。そこで、いま一度「有休」のルールを振り返ってみましょう。



シフト作成後に有休を
申請したら却下された

所属長の態度が威圧
的で申請できない

同じ部署でも取得でき
ている人とできない人
がいる

連休の場合は理由を
明確にしなければダメ
正当な理由だけど申請
しにくい...

これってどうなの???



病気で休んだとき、自
己管理がなっていない
と欠勤にされた



会社の就業規則は法律にもとづいて作成しています。
所属長の独自のルールで申請や取得可能・不可能を判断し、運用している
ケースを耳にしますが、これは**法律違反**です。
お休みする人には事情がありますが、仕事をフォローしてくれる仲間への
感謝の気持ちも大切。**思いが一方通行にならないよう、コミュニケーションを
しっかり取って気持ちよく働きましょう！**

【就業規則を見てみましょう】 有休はお子さんの年間行事や通院など前もってわかる場合はシフト作成前に申請するのが
(年次有給休暇の請求) マナーですが、どうしても休みが必要な時ってありますよね...

第24条 年次有給休暇の請求は下記の通りとする。

- (1) 年次有給休暇を請求しようとする社員は、7日前までに所属長に届書を提出しなければならない。ただしやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。
- (2) 前項の請求の日に休暇を与えることが業務上に支障のあるとき、他の日に変更することがある。 ←上司は希望日で取得できるよう最善の努力、調整をしなければなりません。
- (3) 病気その他やむを得ない事由により欠勤した場合、事後すみやかに本人が届書を提出することにより、当該欠勤日数を年次有給休暇に振替えることができる。
- (4) あらかじめ休日と定められた日を年次有給休暇として請求することはできない。

発行責任者: 安達
編集責任者: 加藤
☎ 0256-68-6810

支部長より

支部 組合員の皆さんに一言！



アークランドグループ労働組合は
かわいたかのを応援します